

南あわじ市強靱化計画

令和8年3月



目 次

第 1 章. 強靱化計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の進め方	3
4 計画の基本目標	4
5 事前に備えるべき目標	4
第 2 章. 南あわじ市の特性、対象とする自然災害	5
1 南あわじ市の地理的・社会的特性	6
(1) 地形	6
(2) 気候	6
(3) 人口分布	6
(4) 道路の位置等	6
(5) 港湾の位置等	6
2 対象とする自然災害	7
(1) 風水害・土砂災害	7
(2) 地震・津波	7
第 3 章. 脆弱性の評価・分析及び対応方策の推進方針	9
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	10
2 脆弱性の評価・分析を踏まえた対応方策の推進方針	12
(1) 目標 1：直接死を最大限防ぐ	12
(2) 目標 2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	20
(3) 目標 3：必要不可欠な行政機能は確保する	27
(4) 目標 4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	28
(5) 目標 5：経済活動を機能不全に陥らせない	31
(6) 目標 6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	32
(7) 目標 7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	35
(8) 目標 8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる 条件を整備する	38
3 横断的分野の推進方針	43
4 南あわじ市のみでは対応が困難な取組	48
<別添> 強靱化を推進する主な事業	49

《策定・改訂履歴》

R02. 3 : 南あわじ市強靱化計画を策定

R03. 3 : 改訂

R04. 11 : 改訂

R05. 9 : 改訂

R06. 3 : 改訂

R07. 3 : 改訂

R08. 3 : 改訂

第 1 章

強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

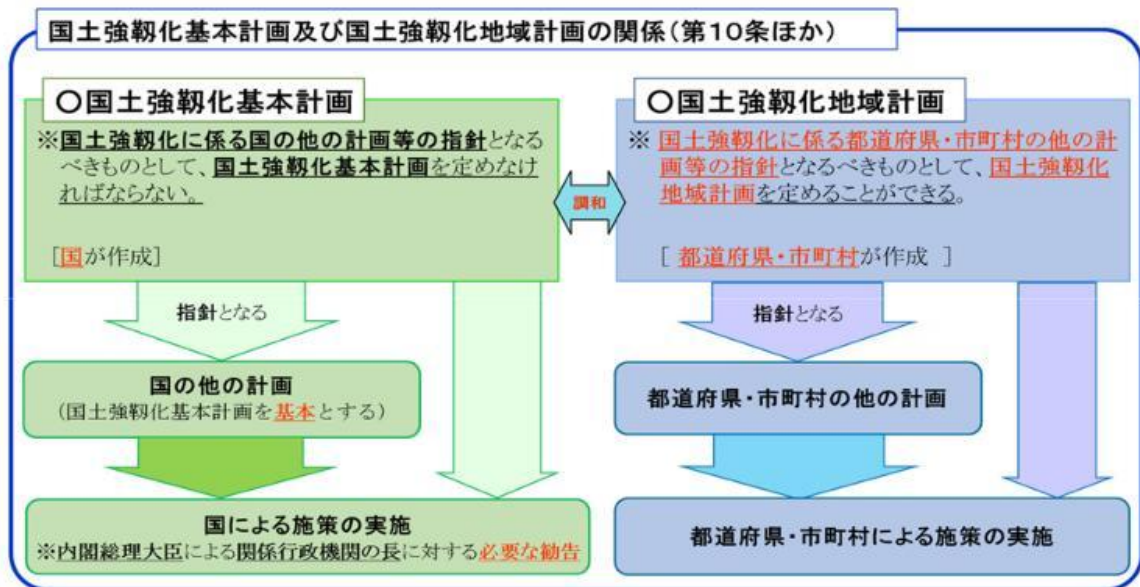
近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や、昨今の異常気象にともなう想定外の激甚災害等の大規模自然災害に対し、国・県あるいは近隣市とも連携・調和が図れた「強さ」と「しなやかさ」を備えた『強靱な南あわじ市』を推進するため、現行の防災対策のみならず、まちづくり・産業施策も考慮に入れた、南あわじ市強靱化計画を作成する。

2 計画の位置づけ

南あわじ市強靱化計画は、国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化基本計画（2014 年 6 月閣議決定）（以下、「基本計画」という。）と調和を保ち（基本法第 14 条）、南あわじ市総合計画などの各種計画と整合を図った、本市の強靱化に係る各種施策の指針となる計画である。

なお、兵庫県強靱化計画（平成 28 年 1 月策定・令和 2 年 3 月修正）（以下、「県計画」という。）との調和規定は法律上設けられていないが、基本法第 6 条で国土強靱化の基本理念の実現を図るため、互いに連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されていることから、県計画との調和の確保を図る。



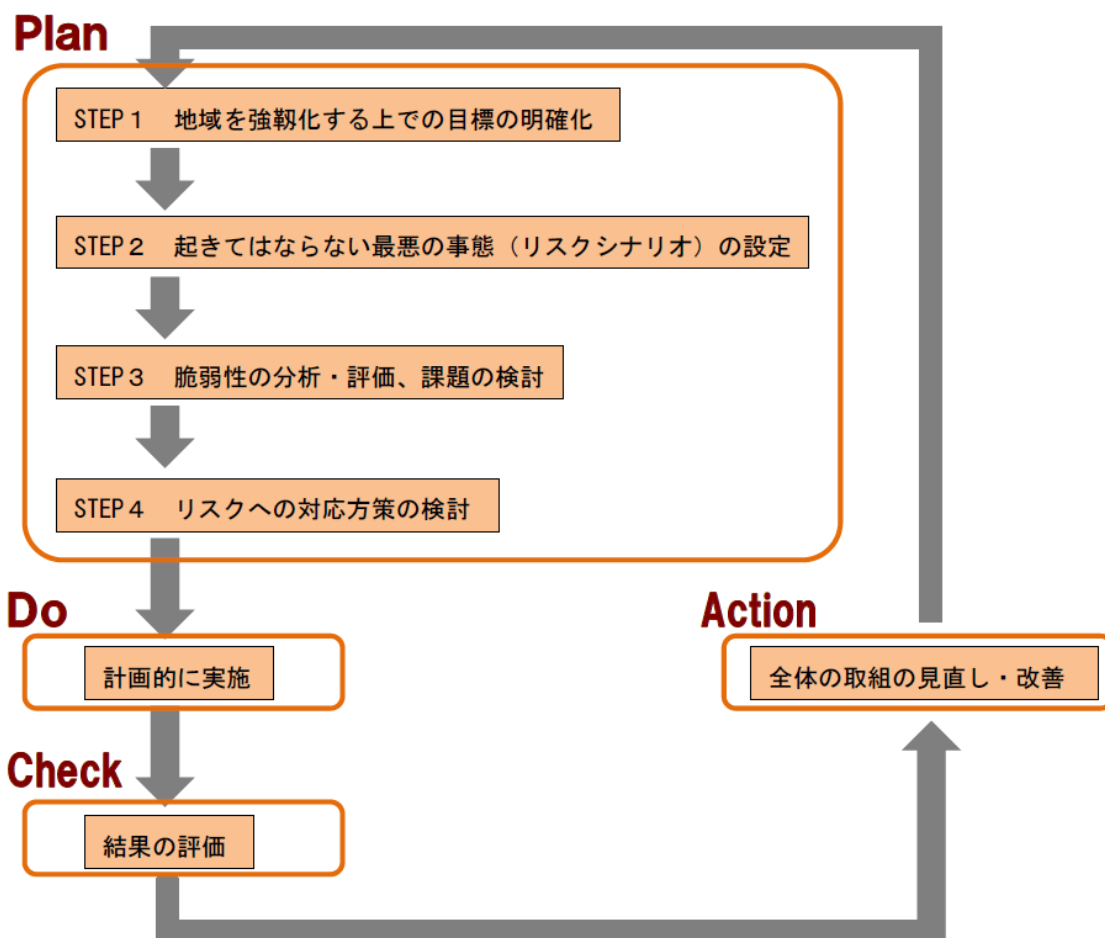
（出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第 6 版）基本編）

3 計画の進め方

ハード・ソフト対策の適切な組み合わせを考慮しながら、本市の地域特性に応じたリスクマネジメントとしての取組を以下の手順で計画する。

また、本計画については、社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、国・県・淡路島内及び関係機関等の動向も踏まえ、PDCA サイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組を推進する。

計画の推進期間は、令和7年度から概ね5年間とし、その後計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。



STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

基本計画及び県計画に規定された「基本目標」「事前に備えるべき目標」を参考とし、南あわじ市強靱化の目標設定を行う。

STEP 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画及び県計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考に、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、本市の地域状況を考慮した施策分野を設定する（個別施策分野、横断的分野）。

STEP 3 脆弱性の分析、評価、課題の検討

脆弱性の評価は、基本法第 177 条第 3 項により、最悪の事態を想定した上で科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。STEP 2 で設定した、起きてはならない最悪の事態について、現在の取組状況からどのような取組が今後必要になるかを分析する脆弱性の分析・評価を実施し、課題の検討を行う。

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

STEP 3 で得られた脆弱性評価結果から必要施策を検討し、推進方針として整理するとともに、進捗管理を行うための数値化指標（重要業績指標）を設定する。また、「横断的分野の推進方針」及び「本市のみでは対応が困難な取組」についても整理する。

4 計画の基本目標

本市の強靱化に向けた基本目標を、基本計画及び県計画に基づき、以下のとおり定める。

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

5 事前に備えるべき目標

本市の強靱化に向けた事前に備えるべき目標として、基本計画及び県計画を踏まえ、以下の 8 つの目標を定める。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第 2 章

南あわじ市の特性、対象とする自然災害

1 南あわじ市の地理的・社会的特性

(1) 地形

本市は、淡路島の南西部に位置し、総面積は、229.01km²（国土地理院令和7年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.4%、兵庫県全体の2.7%を占めている。

南部、西部はそれぞれ紀伊水道、播磨灘に面し、北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西部の南辺寺山地に囲まれた中央部には三原平野が広がっており、三原川が播磨灘へと注いでいる。また、灘漁港沖合4kmには、離島である沼島を有している。

(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.2℃、同じく、年平均降水量は1,463.3mmで、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

(3) 人口分布

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると総人口は44,137人で、平成27年に比べ約6%減少しており、この減少傾向は、昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が11.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が51.4%、老年人口（65歳以上）が36.7%であり、兵庫県平均（順に12.2%、58.5%、29.3%）と比較すると、高齢化が非常に速いペースで進行している。

昼夜間人口については、隣接地域への従業・通学により、昼夜率97.1%（令和2年国勢調査）となっている。

(4) 道路の位置等

本市は、神戸市から60km圏、大阪市から80km圏にあつて、市の中央を走る神戸淡路鳴門自動車道から本土に通じる明石海峡大橋を経て、神戸へ50分、大阪へ90分、大鳴門橋を経て徳島へ40分で到達できるところに位置している。特に、四国地域から見ると、淡路島及び近畿の玄関口に位置することとなる。市内の道路網は、国道28号や県道阿万福良湊線、福良江井岩屋線、大谷鮎原神代線、洲本灘賀集線などが幹線道路を形成しており、洲本市、淡路市といった淡路島の他の地域と連絡している。

(5) 港湾の位置等

港湾は、地方港湾の阿万港、福良港、津井港、湊港の4港湾が所在し、漁港は、第2種漁港の沼島漁港、灘漁港、丸山漁港と第1種漁港の仁頃漁港、地野漁港、吉野漁港、黒岩漁港、阿那賀漁港、伊毘漁港の計9漁港が所在している。

2 対象とする自然災害

本計画では、市民生活及び市経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震・津波、中央構造線断層帯地震などに加え、風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害を想定する。

(1) 風水害・土砂災害

近年、全国的に台風や前線、集中豪雨等による洪水や高潮などの風水害が多発している。本市においては、三原川水系の本川・支川が放射状に流入している三原平野の河口付近は、地盤標高が低く、洪水時の河川水位より低い土地が広がっており、内水被害が生じやすい地域である。また、市域の山間部を中心に約 560 箇所土砂災害警戒区域があり、大雨により各地で土砂災害が発生する可能性がある。

近年では平成 16 年の台風第 23 号が、浸水や土砂災害、ため池決壊など市内全域に甚大な被害をもたらした。



写真：平成 16 年台風第 23 号による浸水の様子

(2) 地震・津波

【海溝型地震・津波】

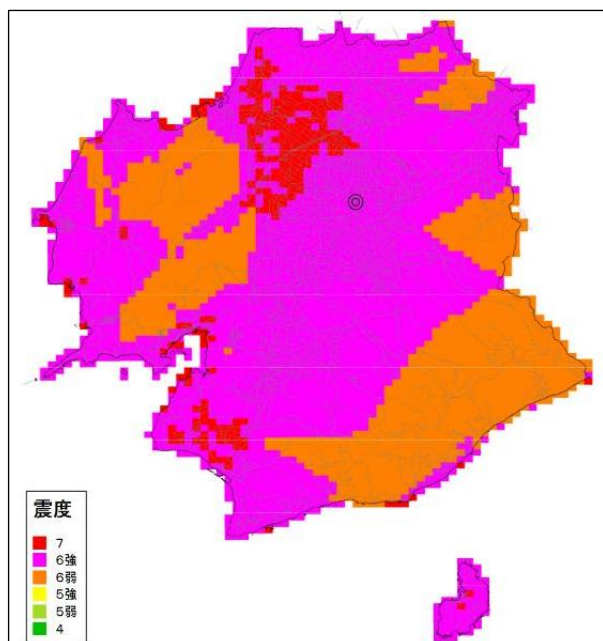
海溝型地震として、南海トラフ地震が、近い将来に高い確率で発生することが予想されている。マグニチュード 9 級の規模となった場合、市域の約 7 割において震度 7 または 6 強の強い揺れとなり、1 万棟を超える建物が全壊するなど、甚大な被害が発生することが想定されている。また、地震後最短約 40 分で沿岸部に津波が到達し、福良湾では県内最大の T. P. +8.1m の津波水位となることが想定されている。

【活断層型地震】

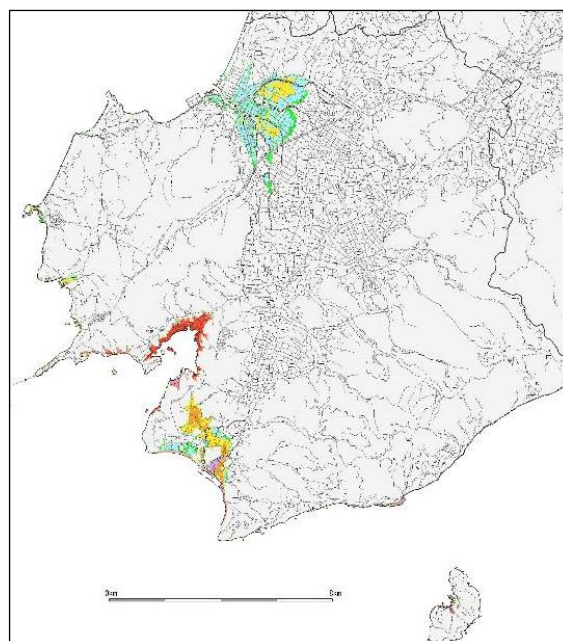
本市周辺には、活断層型地震の原因となる活断層が多く存在している。内陸部の活断層の中でも、六甲－淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯のほか県外の上町断層などによる地震についても、強い揺れが想定されている。マグニチュード 7.7 程度の中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）が発生した場合、市域のほぼ全域において震度 7 または 6 強の強い揺れとなり、2 万棟を超える建物が全壊するなど、甚大な被害が発生することが想定されている。

◆南海トラフ地震による被害想定

震度分布



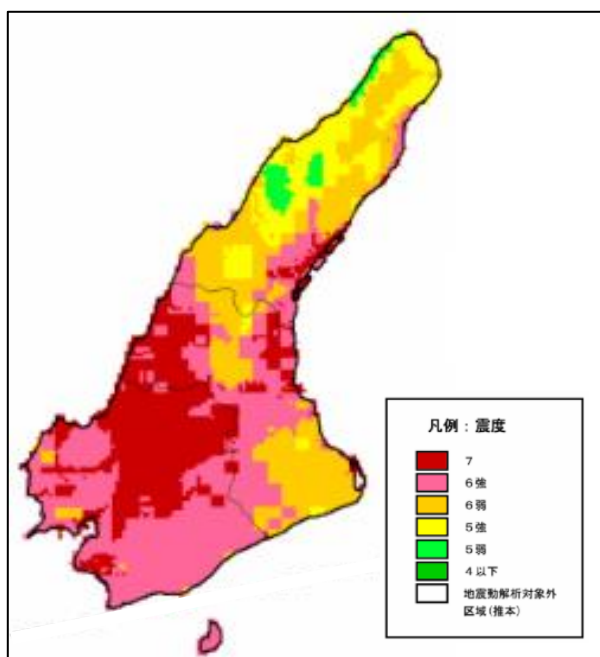
津波浸水想定域



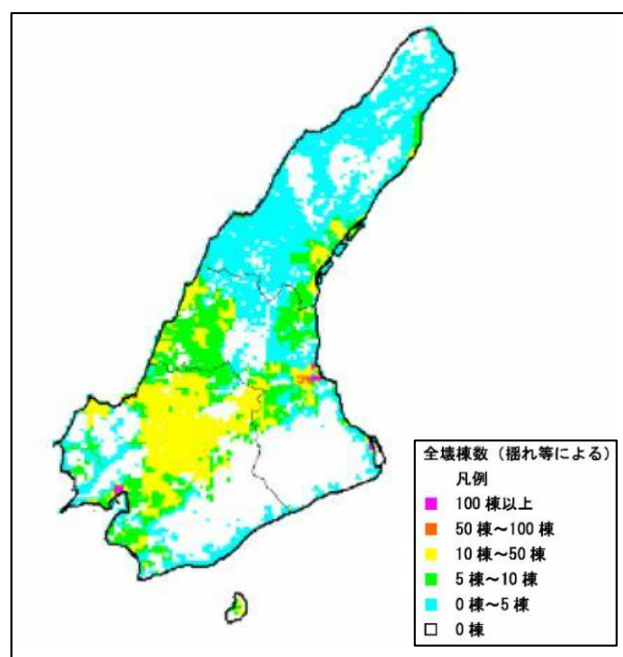
出典：兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（兵庫県 H26）

◆中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）による被害想定

震度分布



揺れによる建物全壊棟数



出典：兵庫県の地震被害想定（兵庫県 H23）

第 3 章

脆弱性の評価・分析及び対応方策の 推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本計画の 45 の最悪の事態や県の 43 の起きてはならない最悪の事態を参考にし、次の 24 項目を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護を最大限図る	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の大幅な不足
		2-4	医療施設及び関係者の大幅な不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
IV. 迅速に復旧復興する	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通網や交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の被害による地域の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える専門人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

2 脆弱性の評価・分析を踏まえた対応方策の推進方針

(1) 目標 1：直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅等の耐震化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 住宅（耐震化率 83% (R5)）については、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。
- ブロック塀等の安全点検及び安全対策等の意識啓発により周知する必要がある。
- 市営住宅（耐震化率 57% (R6)）について、比較的新しい住宅の耐震性は確保されているが、更新時期を迎える老朽化した住宅や耐震改修が困難な住宅があり、効率性や将来の必要性を考慮しながら、再編を進める必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策を推進する。
- 耐震性に課題がある市営住宅の内、更新時期を迎える老朽化した住宅や耐震改修が困難な住宅については、効率性や将来の必要性を考慮しながら改修、廃止、建替えを組み合わせ、再編を進める。

(多くの利用者がある建築物の耐震化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 多数利用建築物（耐震化率 92% (R2)）については、耐震診断や耐震改修等を推進する必要がある。併せて、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 多数利用建築物の耐震化については、専門家による耐震診断耐震補強等を推進する。また、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する。

(学校施設等の耐震化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 市立学校(小中学校組合立含む)については、児童生徒が一日の大半を過ごすだけでなく、地域の防災拠点としての機能を果たすことから、耐震化を図り学校施設の安全性を確保している(耐震化率 100%(H20 完了))。今後、施設の老朽化対策や機能性向上に向けた施設整備を進めていく必要がある。
- 市立、私立教育・保育施設等については、園児・児童が一日の大半を過ごす施設であり、耐震化を図り施設の安全性を確保している(耐震化率 100%(R4 完了))。ブロック塀等外構部分については、改修等安全・防犯策強化が必要な施設がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 市立学校(小中学校組合立含む)について、施設の老朽化対策や機能性向上に向けた施設整備を進める。
- 市立、私立教育・保育施設について、老朽化対策等に向けた施設整備を推進、支援する。

(危険空家の除却)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 放置された老朽危険空家が周辺地域の避難の妨げ、倒壊、部材の飛散等により被害を発生させる可能性があるため、その実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく南あわじ市空家等対策計画(R6年4月改定)の基本方針により、老朽危険空家及び管理不全空家の解消に努める。

リスクシナリオ 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(密集市街地の改善)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

(消防団の災害対応力強化)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団の体制・装備資機材等の更なる充実強化・整備更新を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。
- 消防団員が活動しやすい環境を整える必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団の体制・装備資機材等の更なる充実強化・整備更新を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。
- チェーンソー等を使用した倒壊家屋からの救出や避難誘導など実践的な訓練を継続実施し、団員の練度向上を図る。
- 消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解を得るため、消防団協力事業所表示制度を推進し、消防団活動に対する支援環境を整える。

(兵庫県津波防災インフラ整備計画の着実な推進) ……………

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。
- 南海トラフ地震に対しては、耐震対策が必要な防潮水門について、耐震補強を実施する必要がある。
- 津波が遡上越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

以下の対策が着実に推進されるよう、県に要望・協力を行う。

- レベル1津波（発生頻度の高い津波）に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。
- レベル2津波（最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。
- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。
- 津波が遡上越流する河川において、越流区間を縮小し浸水被害を軽減するために、防潮水門の改築時に下流移設を推進する。

(避難体制の確保・訓練の実施) ……………

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 風水害・津波などからの避難を確実にを行うため、適時適切に避難指示等の避難情報を発令する必要がある。
- 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、市民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。
- 津波による死傷者の発生を防ぐために、地域特性に応じた市民等の避難が円滑に行われる必要がある。

- 児童生徒の引き渡しに関するルールは設定されているが、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 津波等からの避難を確実にを行うため、避難指示等の避難情報を適時適切に発令できるよう、発令基準に基づく訓練を行う。
- 市が実施する総合防災訓練について、多数の市民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各自治会等で実施される訓練への積極的な参加を促進する。
- 自助と共助の活動を促進し、地域特性に応じた市民等の避難が円滑に行われるよう、自主防災組織等の取組を支援する。
- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。
- 地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。

(津波ハザードマップの作成)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難所を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して市民への周知に努める必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、独自の津波浸水ハザードマップを作成・配布しているが、繰り返し市民への周知に努める。

リスクシナリオ 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(総合的な治水対策・減災のためのソフト対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 中小河川を含めた市内の河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既設ダム of 柔軟な運用等による機能強化、流水能力を高めるべく河道確保のための維持管理、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進めるとともに、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 河道掘削や、築堤、洪水調節施設の整備、既設ダムの柔軟な運用等による機能強化、流水能力を高めるべく河道確保のための維持管理、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を県と共に進める。また、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備や廃止ため池を活用した治水ため池の創設、遊休農地を集積した調整地により、河川への流出を抑制する流域対策を推進する。
- 上流地域のほ場整備事業の実施による下流地域の浸水被害拡大を防ぐため、貯水池を設け、治水利用を推進する。
- ため池での太陽光発電設備設置を契機に、遠隔地から水位を監視できるシステムを活用し、災害発生防止のための情報共有を図る。
- 避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップを作成し、周知に努める。
- 施設では防ぎきれない大洪水は発生するとの考えに立ち、中小河川も含めた市内の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、防災行政無線や防災カメラ、ひょうご防災ネットの適切な管理運用など、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。

(高潮対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。また、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。また、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む。

リスクシナリオ 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化）……………

【Ⅰ．脆弱性の評価・分析】

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定が完了したため、市民へ改めて危険箇所を周知する必要がある。
- 土砂災害危険度予測情報等のデータを確実に収集・処理するために、機器操作に習熟する必要がある。

【Ⅱ．対応方策の推進方針】

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示すハザードマップを作成し、周知に努める。
- 土砂災害危険度予測情報等のデータを確実に収集・処理するために、訓練を実施する。

（ため池対策）……………

【Ⅰ．脆弱性の評価・分析】

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、大規模ため池等重要な農業水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等を進める必要がある。
- ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難し、人命被害を最小限にするため、作成したハザードマップの周知を徹底する必要がある。

【Ⅱ．対応方策の推進方針】

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす大規模ため池について、ハザードマップの周知を行うとともに、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。
- 大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震調査の結果を踏まえたハザードマップ作成等のソフト対策に加えて、施設の耐震化等のハード対策を実施する。
- 出水期等において、水利団体の協力によるため池事前放流の取組を推進する。

(土砂災害対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内での既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転又は既存不適格住宅・建築物の改修を推進するため、既存住宅の除却や移転先住居の建設・購入、既存建築物の防護壁等の整備を推進する。

目標 1：主な重要業績指標

1-1

- ・住宅の耐震化率：80% (H30) →97% (R7)
- ・多数利用建築物の耐震化率：92% (R2) →97% (R7)
- ・市立学校(小中学校組合立含む)耐震化率：100% (H20)
- ・市立、私立教育・保育施設等耐震化率：100% (R4)

1-2

- ・南あわじ市総合防災訓練の実施：1回/年
- ・消防団協力事業所数：27事業所 (R1) →45事業所 (R10)

1-3

- ・災害対策本部事務局訓練の実施数：2回/年
- ・自主防災組織への支援実施数：80組織/年
- ・児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：100%/年
- ・地域と連携した防災教育・活動の取組を行った学校(小中学校)の割合：100%/年
- ・津波ハザードマップの作成・更新：作成 (H26) →更新 (R3)

1-4

- ・排水機場・排水ポンプの新設・更新：7箇所(～R8)
- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を反映させた洪水ハザードマップの作成・更新：作成 (H26) →更新 (R3)
 - ・想定最大規模の高潮浸水想定区域を反映させた高潮ハザードマップの作成 (R3)
- ・ため池改修と併せた事前放流施設の整備及び協定数：11箇所 (R1) →22箇所 (R6)

1-5

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示すハザードマップの作成・更新：作成 (H26) →更新 (R3)
- ・ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：24箇所 (R1) →45箇所 (R6)
- ・大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震改修工事の実施箇所数：0箇所 (R1) →5箇所 (R6)

(2) 目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料や飲料水、燃料等の供給体制の確保)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 災害発生後は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の食料や燃料等の物資確保対策を講じる必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。
- 災害対応に使用する公用車の燃料は、常に燃料タンクの半分以上の残量がある状態を維持する。
- 災害時に燃料の優先供給を受けるために、燃料取扱事業者等と災害時の応援協定を締結する。
- 地域において再生可能エネルギーの活用（太陽光発電、蓄電池等）の普及・促進に努める。
- 被災地への応急的な食料等の供給を確保するのみではなく、安定的な食料等の生産・加工・流通を確保するための施設整備を進める。

(各家庭等における食料・生活必需物資等の確保)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 災害発生後は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の食料等の物資確保対策を講じる必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 市民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。

(食品産業事業者や施設管理者の対応力強化)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 農林水産業に関する生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 農林水産業に関する生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。

(孤立集落対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 中山間地域、沿岸地域、沼島などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備する必要がある。
- 緊急時孤立集落におけるライフライン維持のため、安定的な電力供給の強化・整備を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 衛星携帯電話、防災行政無線などを含めて災害時の何らかの連絡手段を確保するとともに、ヘリコプターによるホイストのための座標設定及び登録を行う。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。
- 電力の安定的な供給を確保するため、観光施設を含む孤立可能性集落の電柱の地中化を推進する。

(地域の防災組織の災害対応力強化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。

(防災関係機関との連携強化・訓練)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 救出、救助や応急医療等に従事する実働部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 発災時には市だけで対応できることに限りがあり、国・県などの防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、総合防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する南あわじ市防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。

リスクシナリオ 2-4 医療施設及び関係者の大幅な不足・被災等による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 医療施設耐震化が十分でない場合、中規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 災害時医療の中核となる病院等の耐震化を呼びかける。

(救急・医療体制の充実)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送能力等を上回るおそれがあることから、保健医療体制及び救急搬送体制の強化を図る必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、市と市医師会との災害時連携を強化し、また災害救急医療を確保する必要がある。
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム (DMAT) について、災害拠点病院である県立淡路医療センターに配置されているが、移動手段の確保や支援物資の物流等に係る対策を講じる必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 被災時における多数の傷病者に対応するため、初動体制、救護活動が速やかにおこなえるよう市と市医師会・災害拠点病院・地域の二次救急医療機関との連携を強化する。
- 要配慮者（特に在宅人工呼吸器装着患者・難病等の医療依存度の高い患者）の把握をすると共に災害時避難入院や施設保護等、迅速な対応ができるよう県・医療機関・介護保険事業所・社会福祉施設等と連携を図り体制整備を進める。

/// リスクシナリオ 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(疫病・感染症対策に係る体制の構築)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒等の実施体制を構築しておく必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 感染症などの爆発的流行に対応できる人員体制確保は課題である。未然に防ぐための知識や訓練が必要である。

リスクシナリオ 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難者の健康確保)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化により死者が発生する恐れがある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 毛布やトイレなど、避難生活環境を整える物資等の備蓄を推進する。
- 災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを県・市が連携・調整し実施する。

目標 2：主な重要業績指標

2-1

- ・食料現物備蓄量の確保：9万食
- ・石油商業組合との災害時応援協定の締結：締結(R1)
- ・自主防災組織等への出前講座：12回/年
- ・多面的機能維持活動参加組織の認定農用地面積：2,821ha(R1) →2,851ha(R6)

2-2

- ・孤立可能性集落の座標の設定及び地域防災計画への登録：設定及び登録(H30)
- ・孤立可能性集落における観光施設の電柱地中化

2-3

- ・自主防災組織への支援実施組織数：67組織/年
- ・南あわじ市総合防災訓練の実施数：1回/年

2-4

- ・病院等の耐震化率：100%(R2)
- ・国民健康保険診療所の耐震化率：83%(R1) →100%(R2)
- ・市医師会との訓練の実施数：1回/年

2-5

- ・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風疹ワクチンの接種率：毎年95%以上〔参考〕(H30)：第1期91.7%、第2期96.6%

2-6

- ・自走式水洗トイレカーの導入：整備(R2、R7)
- ・毛布の備蓄数：1.5万枚(R11)
- ・避難所運営研修・訓練等の実施数：1回/年
- ・避難所開設・運営マニュアルの修正：1回/年

(3) 目標3：必要不可欠な行政機能は確保する

// リスクシナリオ3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(本庁舎の地震対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害対策本部が設置される本庁舎については、地震に対する能力を向上させ、災害発生時においても本部機能を維持する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 庁舎を免震構造化するとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう必要な整備を行う。

(災害時即時対応体制の強化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員災害対応マニュアルを整備し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。
- 災害発生当初の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、各課の業務ごとの職員災害対応マニュアルを整備し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。
- 防災担当職員を対象に、専用マニュアルを作成し、各種災害を想定した訓練等を計画的に実施する。

目標3：主な重要業績指標

3-1

- ・市役所本館の免震構造化、自家発電機の整備：H27
- ・個別業務を盛り込んだ職員災害対応マニュアルの整備：整備(R2)
- ・災害対策本部事務局訓練の実施数：2回/年

(4) 目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

// リスクシナリオ 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信手段の確保)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システムや代替地上無線通信システムについて検討し、耐災害性の向上を図る必要がある。
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、脆弱性評価や必要に応じた対策を講じる必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 災害情報を収集する各種防災関連システムについて、端末のUPS電源や、市役所本館の自家発電機を使って情報通信手段を確保する。また、民間の情報通信手段が遮断された際は、衛星通信ネットワークや代替地上無線通信ネットワークをバックアップ回線として使えるよう維持管理を行う。
- 衛星電話を配備し、通信訓練を実施する。
- 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性・可用性の高い通信ネットワークの構築、非常用電源の整備、燃料の継続的調達等の対策により耐災害性の向上を図る。

リスクシナリオ 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報の迅速な伝達と共有手段の確保)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- デジタル防災行政無線の導入、情報伝達手段の多様化、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- デジタル防災行政無線や戸別受信機の適切な維持管理、携帯電話メールやスマートフォンアプリで気象警報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用すると共に、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。

(雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の収集利活用に関する習熟)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータを確実に収集・処理するために、システムを維持管理し、操作に習熟する必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である職員の人材育成を推進する必要がある。また、「フェニックス防災システム」を活用した災害情報の収集・伝達に習熟する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータを確実に収集・処理するために、システム操作研修に参加するとともに、訓練を実施する。
- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、職員の人材育成を推進する。

(避難行動要支援者の避難支援体制の構築)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや社会福祉施設、医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿の整備が進められている。今後、名簿の精査及び掲載者それぞれについての個別避難計画を地域において作成するなど避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における日本語が分からない訪日観光客・外国人市民に対する情報の提供等の支援が必要である。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 洪水及び高潮浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する高齢者、障がい者、乳幼児、小学生等が利用する施設における避難確保計画の作成を支援する。
- 災害時に自力で避難することができない者について個別避難計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、福祉専門職や障がい者団体等が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。
- 避難所の看板表記等に英語を添えると共に、外国人向けに気象警報等を発信するひょうごEネットの活用を推進し、翻訳アプリ等の動向についても留意する。

目標 4：主な重要業績指標

4-1

- ・ 市役所本館の自家発電機の試運転：1回/2年
- ・ 衛星携帯電話を用いた通信訓練数：6回/年

4-2

- ・ 災害対策本部事務局訓練の実施数：2回/年
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成率：88% (R1) →100% (R6)

(5) 目標5：経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(市内事業所 BCP 策定の推進)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、南あわじ市商工会と連携し、市内中小企業の BCP の策定を促進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、南あわじ市商工会と連携して事業継続力強化支援計画を作成し、事業者に対するセミナーや専門家派遣への支援を通じて、市内中小企業の BCP の策定を促進する。

目標5：主な重要業績指標

5-1

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定：策定(R2)
- ・ 市内中小企業の BCP 策定件数：+25 件(R6)

(6) 目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ6-1 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の長寿命化・耐震化対策)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止、日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、経年劣化による老朽化対策、耐震化、耐水化対策を強化する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、市内全体の下水道BCP（業務継続計画）を策定する必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 全ての公共下水道において、下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するために、ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し機能維持・機能保全対策を図る（整備時、耐震化対策実施済）。
- 賀集浄化センター、八木・榎列浄化センターにおいて、下水（汚水）の全量を簡易処理（沈殿・消毒処理）ができるよう、処理場施設の機能強化の推進及びマンホールを利用した仮設トイレ設置等の推進を図る（下水道BCPにて検討）。
- 下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため下水道BCPを策定する。

(下水道部局の人材・組織体制等の整備)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 下水道部局において、人材・組織体制等が不十分であるため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 下水道部局における人材不足を補うため、サポート組織へ人材育成等の協力を依頼し組織体制の構築を図る。また官民連携の推進を図り事業の効率化を推進する（サポート機関：日本下水道事業団、日本下水道協会、日本下水道新技術機構、兵庫県まちづくり技術センター）。

(農業集落排水、漁業集落施設の老朽化対策)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 農業集落排水、漁業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 老朽化した農業集落排水施設、漁業集落排水施設の機能診断・長寿命化対策計画を策定し、診断に基づく長寿命化対策事業を着実に推進する。

(道路交通機能の強化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。
- 交通量の多い橋梁や跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 社会的影響の大きい重要な農道橋が6箇所、農道トンネルが1箇所あり、緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震等に備えるため、重要な農道橋・農道トンネルについて耐震化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、市内外の広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、その他幹線道路の2車線化や代替性の高い道路網の構築等を推進する。
- 交通量の多い橋梁や跨道橋、農道橋など落橋・崩壊に伴う社会的影響が多大な橋梁等の耐震化にあわせて、落橋防止を進める。
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。

目標6：主な重要業績指標

6-1

- ・全ての公共下水道の管渠(総延長 485.1 km)における流下機能及び圧送機能の確保：確保 (R8)
- ・全ての公共下水道の処理場(9 処理場)における長寿命化対策、簡易処理施設(2 箇所)において災害時、汚水受入れ施設の整備：整備 (R7～R11)
- ・下水道ストックマネジメント計画：策定 (R1)、対策事業 (R7～R11) ・下水道 BCP の策定：策定 (R8)
- ・漁業集落排水施設の機能診断を実施：診断 (R2)、策定後、長寿命化対策事業を推進：(R2～R8)
- ・農業集落排水施設(2 処理区)、漁業集落排水施設(2 処理区)、処理区の統廃合を実施 (R8～R11)

6-2

- ・重要な農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断実施数：0 箇所 (R1) → 7 箇所 (R6)
- ・交通量の多い橋梁や跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁の耐震対策済の橋梁数：3 橋 (R7) → 12 橋 (R11)
- ・緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 8 箇所)：1 箇所 (R7) → 8 箇所 (R11)

(7) 目標7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生

(ため池等の整備)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 老朽化が進むため池の現状を把握する定期点検を引き続き実施し、それに基づく計画的な改修を進める必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。
- ため池等農業水利施設の点検・調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の改修、耐震化や長寿命化等のハード対策を実施する。

(水資源の有効利用等の推進)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 平成6年や平成17年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

(鳥獣被害対策の推進)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害に備え、農地等の鳥獣被害による地域の荒廃を防止するため、侵入防止柵の整備と、有害鳥獣の捕獲を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備と、有害鳥獣の捕獲を推進することにより、農地の保全に寄与する。

(災害に強い森づくりの推進)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、近年多発した局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充のほか、崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため計画的に推進している「災害に強い森づくり」について、谷上流部の急峻な斜面崩壊に起因した流木・土石流発生対策などに引き続き取り組む。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、公園長寿命化計画（R7年4月策定）等による適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

目標7：主な重要業績指標

7-1

- ・ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：24箇所(R1)→47箇所(R7)
- ・大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震改修工事の実施箇所数
：0箇所(R1)→5箇所(R7)

7-2

- ・多面的機能維持活動参加組織の認定農用地面積
：2,825ha (R7) →2,836ha (R11)

(8) 目標8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有など、県・市町間における相互応援協定の運用を行う。
- 災害廃棄物処理に係る民間事業者との連携促進として、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会関西支部、兵庫県環境整備事業協同組合、兵庫県環境事業商工組合との応援協定の運用を行うとともに、新たに申し出のあった民間事業者等とも応援協定を締結する。
- 職員等への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、関係者の連携を確認するとともに、職員のスキルアップを図る。
- 建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を推進する。

リスクシナリオ 8-2 復興を支える専門人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(こころのケア体制の強化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からのDPAT(こころのケアチーム)等の円滑な受入体制を整備する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時にはDPAT(こころのケアチーム)とDMAT(災害派遣医療チーム)・医療救護チーム、保健師チーム等が連動する体制整備を推進する。
- 市保健師の災害時対応力向上のため、平時から被災者・職員の心理的变化について研修・訓練を行い、心のケアに関する能力を上げる。
- 職員は、平時から自身の健康管理に留意するとともに交替要員の確保や県や他府県からの応援職員の健康管理にも配慮出来る体制づくりを行う。

(被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を行うとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

リスクシナリオ 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域の防災組織の活性化)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害対応する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。

(文化財の耐災害性の向上)

【I. 脆弱性の評価・分析】

- 文化財の耐震化、防火設備の整備等が必要である。
- 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。

【II. 対応方策の推進方針】

- 文化財の耐震化、防火設備の整備等を推進する。
- 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。

リスクシナリオ 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の実施)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から、地籍調査の進捗率は 46%(R7)にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

(人材の育成、確保)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開や住宅・事業所等の整備等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図る必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 道路啓開や住宅・事業所等の整備等の復旧・復興を担う建設業の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。

リスクシナリオ 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

(災害発生時における市内外への情報発信)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、風評被害対策を積極的に実施できるよう、平時から企業を含む関係機関との連携を強化する。

(失業者に対する早期再就職支援)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 失業者に対する早期再就職支援のために、ハローワークとの連携を図る。

目標 8：主な重要業績指標

8-1

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定：策定 (H30)
- ・ 災害廃棄物処理の相互応援に関する協定：県及び全市町と締結済 (H17)

8-2

- ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録数：14 人 (R2) → 18 人 (R6)
- ・ 被災宅地危険度判定士の登録数：5 人 (R2) → 4 人 (R7)

8-3

- ・ 自主防災組織への支援実施数：80 組織/年
- ・ 自主防災組織等への出前講座：12 回/年

8-4

- ・ 地籍調査進捗率：46% (R6) → 48% (R11)

8-5

- ・ 正確な情報の収集、提供に係る体制の強化

3 横断的分野の推進方針

「2 脆弱性の評価・分析を踏まえた対応方策の推進方針」と重複する部分も多いが、横断的分野である「リスクコミュニケーション」、「人材育成」、「官民連携」「老朽化対策」について整理を行う。

// リスクコミュニケーション

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。
- 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。
- 市が実施する総合防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各自治会等で実施される訓練への積極的な参加を促進する。

(防災教育の実施)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災のみならず、様々な災害の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する必要がある。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える防災教育を推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える防災教育を推進する。

(ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、県が実施した津波シミュレ

ーションをもとに、避難場所や避難所を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して市民への周知に努める必要がある。

- 避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせる実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、独自の津波浸水ハザードマップを作成・配布しているが、繰り返し市民への周知に努める。
- 避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせる実施する。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、ハザードマップ作成及び周知を推進し、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。

//人材育成

(人材の育成)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 道路啓開や住宅・事業所等の整備等の迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である職員の人材育成を推進する必要がある。また、「フェニックス防災システム」を活用した災害情報の収集・伝達に習熟する必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 道路啓開や住宅・事業所等の整備等の迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う建設業の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。
- 災害対策専門研修の受講等を通じて、職員に阪神・淡路大震災の経験や最新の研究成果を踏まえた防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に学ばせることにより災害対応能力を向上させる。
- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、職員の人材育成を推進する。
- 防災ジュニアリーダー養成事業等により、自らが将来にわたって主体的に市の防災に関わり、安心安全なまちづくりに貢献しようとする児童生徒を育成する。

(災害ボランティア活動支援体制の整備)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大地震等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みが必要である。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。
- 同等規模の市内中学校相互でパートナーシップ協定を結び、緊急時や災害時等で、支援を要する事態が生じた場合に、中学生が中心となって積極的に相互に支援ができる体制づくりを行う。

(老朽化対策)

【Ⅰ. 脆弱性の評価・分析】

- 市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。
- 農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。

【Ⅱ. 対応方策の推進方針】

- 将来の人口動向や財政状況、また施設の老朽化や利用実態、将来の需要見通しを踏まえ、施設ごとの個別施設計画策定後の見通しを行う「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に維持管理・更新を実施する。
- 南あわじ市立学校施設等（小中学校組合立含む）の老朽化を踏まえて、施設の定期的な点検や修繕に加え、計画的な改修並びに適正管理を図る目的で「個別施設計画」を策定し、施設の大規模改修工事（長寿命化含む）等環境

整備事業を推進している。校舎等の耐震化対策は実施済である為、当面は主に施設の老朽化対策と機能性向上等を目指した整備を進める。

- 南あわじ市立図書館の老朽化を踏まえて、計画的な改修並びに適正管理を図る目的で「個別施設整備計画」を策定し、吊り天井の改修をはじめに、施設の老朽化対策を実施する。
- 南あわじ市立社会体育施設等の老朽化を踏まえて、施設の定期的な点検や修繕に加え計画的な改修並びに適正管理を図る目的で「個別施設計画」を策定し、施設の大規模改修工事（長寿命化含む）等環境整備事業を推進している。施設の老朽化対策と機能向上等を目指した整備も進める。
- 市立教育・保育施設等については、計画的な改修並びに適正管理を図る目的で「個別施設整備計画」を策定し、施設の大規模改修工事等環境整備を推進している。私立の保育所等については、増改築を含めた施設整備を行う設置法人に対し、国・県の補助金等を活用するなど支援を行い、防災対策を促進する。
- 市管理の社会基盤施設である、道路、河川、海岸、下水道、公園、漁港等の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、計画的・効率的に老朽化対策を推進し、市域の安全・安心を確保する。
- 基幹的農業水利施設や農業集落排水施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。

横断的分野：主な重要業績指標

- ・ 防災ジュニアリーダー養成数：40 人(R2) →150 人(R6)
- ・ 漁港施設の機能診断の更新実施数：0 箇所 (R3) →4 箇所 (R9)
- ・ 老朽化対策を完了した漁港の係留施設数：2 箇所(R2) →3 箇所(R6)
- ・ 漁港海岸保全施設の機能診断の更新実施数：0 箇所(R2) →3 箇所(R9)
- ・ 漁港施設の老朽化対策工事の実施数：3 箇所 (R6～R10)
- ・ 漁業集落排水施設の機能保全工事の実施：1 箇所 (R5～R8)
- ・ 小中学校数(小中学校組合立含む)老朽化対策工事実施数
：2 校(R1) →11 校(R6)
- ・ 市立図書館の吊り天井改修工事の実施：実施(R3)
- ・ 市立、私立教育・保育施設等老朽化対策工事実施数
：3 箇所(R1)→5 箇所 (R7)
- ・ 重要な農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断実施数
：0 箇所(R1) →7 箇所(R6)
- ・ 基幹林道等の橋梁、トンネルを対象とした点検・診断実施数
：8 箇所(R5～R10)
- ・ 老朽化対策を完了した橋梁数：11 箇所(R2) →53 箇所(R8)

4 南あわじ市のみでは対応が困難な取組

脆弱性評価で明らかとなった南あわじ市のみでは対応が困難な取組は、以下のとおりである。今後は、これらの課題について、国や県、一部事務組合など関連団体等への働きかけなどを通じ、本市の強靱化を推進していく。

//国管理施設、県管理施設及び一部事務組合管理施設の整備

(国道の整備)

- 本市の幹線道路である国道 28 号は、地震が起これば被災する恐れがある。日常の交通網の整備としてのみならず被災後の広域支援や迅速な復旧・復興のため、人や物の確実な輸送ルートとして機能する道路について国の管理運用が必要である。

(広域営農団地農道の整備)

- 広域営農団地農道は、生産地から出荷地・消費地までの物流を活性化させ、農畜産業の振興や農畜産物の物流効率化を図るとともに、災害時等の輸送路・迂回路、通勤・通学等の生活道路の確保を目的として、兵庫県が整備を進めており、早期の全線開通が強く望まれる。

(防波堤、海岸・河川堤防の地震・津波対策)

- 港湾・漁港・海岸・河川の防波堤や堤防は、その多くを兵庫県が管理しているため、県による耐震化・津波対策等の対応が必要である。
- 水門・樋門・陸閘の遠隔操作化・自動化、港湾・漁港・海岸・河川の水門・樋門・陸閘は、その多くを兵庫県が管理しているため、県による遠隔操作化・自動化等の対応が必要である。

(常備消防施設の整備)

- 大規模火災や災害時などにおける消火・救助活動能力を高めるために、淡路広域消防事務組合において設備の充実・強化・更新を図るとともに、訓練等の実施による災害対応力の向上が必要である。

(上水道施設の整備)

- 災害において上水道が長期に供給停止となった場合、住民生活等へ多大な影響を及ぼすため、淡路広域水道企業団において施設の整備・更新を推進すると共に、発災時に即応できるような体制整備が必要である。

(ごみ処理施設の整備)

- ごみ処理施設の被災によって、ごみ等の処理が滞れば環境衛生面の悪化にもつながることから、淡路広域行政事務組合や洲本市・南あわじ市衛生事務組合によるごみ処理施設の適切な維持・管理が必要である。

＜別添＞

強靱化を推進する主な事業

番号	事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁
1	南あわじ市	大鳴門橋周辺環境整備事業	交通拠点施設 1 棟 観光交流避難施設 1 棟	3,850	R1~R9	内閣府
2	南あわじ市	緊急浚渫推進事業【起債】	河川浚渫 N=15 河川	45	R7~R11	総務省
3	南あわじ市	学校施設環境改善交付金事業	小中学校 16 校	1,324	R2~R8	文部科学省
4	南あわじ市	就学前教育・保育施設整備交付金 (幼保連携型認定こども園松帆南・ 防犯対策強化)	1 施設	13	R6~R7	こども家庭庁
5	南あわじ市	民有林林道事業	8 施設	34	R2~R5	農林水産省
6	南あわじ市	浮体式多目的公園機能保全事業	浮体式多目的公園 (メガフロート) 施設	402	R3~R8	農林水産省
7	兵庫県	農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業)	内入貫水路 940m	846	R5~	農林水産省
8	兵庫県	農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業)	排水機場 7 箇所	350	R5~	農林水産省
9	兵庫県	地方創生道路整備推進交付金	広域営農団地農道 1 路線	1,021	R2~	農林水産省
10	兵庫県 南あわじ市	農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)	67 箇所	20,100	R2~R15	農林水産省
11	南あわじ市 兵庫県	地方創生道路整備推進交付金 (保全対策)	橋梁 6 箇所	3	R5~	農林水産省
12	南あわじ市 兵庫県	地方創生道路整備推進交付金 (保全対策)	トンネル 1 箇所	3	R5~	農林水産省
13	南あわじ市	農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業(保全対策型))	橋梁 10 箇所	4	R5~	農林水産省
14	南あわじ市	農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業(保全対策型))	橋梁 3 箇所	90	R5~	農林水産省
15	南あわじ市	公共施設等適正管理推進事業 (阿那賀漁港機能保全工事)	阿那賀漁港	35	R10	農林水産省
16	南あわじ市	公共施設等適正管理推進事業 (伊毘漁港機能保全計画更新)	伊毘漁港	15	R9	農林水産省
17	南あわじ市	公共施設等適正管理推進事業 (漁港海岸施設機能保全計画更新)	伊毘漁港海岸	6	R9	農林水産省
18	南あわじ市	丸山連絡橋更新工事(丸山海釣り公 園解体撤去事業)	丸山漁港	90	R10	農林水産省
19	南あわじ市	長寿命化対策事業(漁集)	3 施設	702	R2~R8	農林水産省

番号	事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁
20	南あわじ市	住宅土砂災害支援事業 (がけ地隣接等危険住宅移転事業)	①除去 ②建設助成 (利子) ③建設助成 (建設購入)	10	R8~R12	国土交通省
21	南あわじ市	住宅土砂災害支援事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	①改修(住宅) N=3戸	3	R8~R12	国土交通省
22	南あわじ市	小規模住宅地区改良事業 (兵庫県地域住宅等整備計画)	①用地取得 ②物件補償 ③測量調査 ④道路・橋梁改良	720	H21~ R10	国土交通省
23	南あわじ市	住宅・建築物安全ストック形成事業 【基幹】(ひょうごの防災・安全整備 計画)	簡易耐震診断 N=100	3	R8~R12	国土交通省
24	南あわじ市	その他住宅等関連事業【効果】 (ひょうごの防災・安全整備計画)	住宅建替、改修、 防災ベッド等	38	R8~R12	国土交通省
25	南あわじ市	地方創生道整備推進交付金	道路改良 N=3路線	1,449	R3~R9	国土交通省
26	南あわじ市	道路改良事業【起債】	道路改良 N=7路線	740	R7~R11	—
27	南あわじ市	橋梁長寿命化修繕事業 (道路メンテナンス事業補助金)	橋梁修繕 N=59橋	450	H30~R8	国土交通省
28	南あわじ市	舗装修繕事業 (防災・安全社会資本整備交付金)	舗装修繕 L=4.0km	134	R7~R11	国土交通省
29	南あわじ市	下水道総合地震対策事業	管路施設、処理場 施設、その他の施設	50	R9~R11	国土交通省
30	南あわじ市	耐震化対策事業(公共 汚水幹線)	2箇所 2.4km	90	R9~R11	国土交通省
31	南あわじ市	長寿命化対策事業(公共)	9施設	546	R7~R11	国土交通省
32	南あわじ市	下水道リノベーション推進総合事業	下水処理場併設型 メタン発酵施設	2,200	R8~R9	国土交通省
33	南あわじ市	都市再生整備計画事業【社会資本整 備総合交付金・防災安全交付金】 (学ぶ楽しさ支援センター改修事業)	学ぶ楽しさ支援 センター及び屋 内運動場 (旧三原志知小 学校屋内運動場)	500	R6~R9	国土交通省
34	南あわじ市	空き家対策総合支援事業	空き家除去 N=7件	9	R8	国土交通省
35	南あわじ市	灘黒岩水仙郷リニューアル事業	管理棟 1棟 園地整備 1式	1,340	R2~R6	—

番号	事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁
36	南あわじ市	三原庁舎跡地公園整備事業	公園整備 1 式	338	R6~R8	—
37	南あわじ市	南あわじ市 跨道橋防災・減災対策事業	橋梁耐震化（跨道橋）N=5 橋	750	R6~R10	—
合計	—	—	—	38,303	—	—